2025 年 3 月 27 日

MFJ ライセンス会員 各位

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会

MFJ ライセンス会員　登録氏名の「旧姓」使用について

これまで、MFJ ライセンスの登録氏名は戸籍上の「氏」としなければならず、婚姻等で戸籍に変更があった場合は、会員登録氏名も変更しなければなりませんでした。
しかし、現在ではパスポートや運転免許証など旧姓併記が認められ、他のスポーツ界なども旧姓が使用されています。この状況を踏まえ、当協会も旧姓使用を認めることを決定したことをお知らせ致します。

記

＝現行規則＝

第 2 章ライセンス

8-6 ライセンスの申請は、戸籍(公的本人確認書類を含む)上の氏名、生年月日、性別で登録しなければならない。

改定後の運用	現行の運用
民法の規定のもとで、婚姻により男性もしくは女性のどちらか一方が、必ず氏を改めなければならず、戸籍の変更に伴いライセンスの登録名も変更しなければならない。 ただし、婚姻前の氏の使用を希望する場合は、公的本人確認書類（住民票、マイナンバーカード、免許証、パスポートなど）に旧姓の併記があれば旧姓の氏が使用できる。	民法の規定のもとで、婚姻により男性もしくは女性のどちらか一方が、必ず氏を改めなければならず、戸籍の変更に伴いライセンスの登録名も変更しなければならない

■申請方法

旧姓使用を希望する方は、所定の「旧姓使用申請書」に記入し、氏名および旧姓が確認できる公的本人確認書を添付し、ＭＦＪ会員加入促進課まで申請してください。

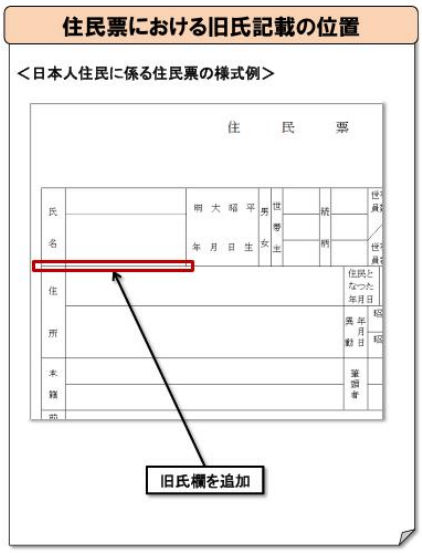

住民票

マイナンバーカード

運転免許証

※　総務省ならびに警視庁ホームページから参照

以上